



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 オプテックスグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 小 國 勇  
(コード番号 6914 東証第一部)  
問 合 せ 先 専務取締役兼CFO 東 晃  
電 話 番 号 0 7 7 - 5 7 9 - 8 0 0 0

## 株式分割及び単元未満株式の買増制度の導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び単元未満株式の買増制度の導入並びに定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割について

##### (1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

##### (2) 株式分割の概要

###### ① 分割の方法

平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）を基準日（実質上、3 月 30 日（金曜日））として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、2 株の割合をもって分割いたします。

###### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,484,732 株
今回の分割により増加する株式数	17,484,732 株
株式分割後の発行済株式総数	34,969,464 株
株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000 株

###### ③ 株式分割の日程

基準日公告日	平成 30 年 3 月 15 日（予定）
基準日	平成 30 年 3 月 31 日（予定）
効力発生日	平成 30 年 4 月 1 日（予定）
増加記録日	平成 30 年 4 月 2 日（予定）

(3) その他

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

2. 単元未満株式の買増制度の導入について

(1) 単元未満株式の買増制度の導入の目的

1 単元（100 株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様の、株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買増制度を導入いたします。

なお、当該買増制度の導入に併せて、本日開催の取締役会において、株式取扱規程を変更し、従来から導入しております単元未満株式の買取請求にかかる「手数料」について[平成 30 年 3 月 31 日]をもって廃止することを決議しております。

(2) 単元未満株式の買増制度の導入の内容

株主様が、1 単元に満たない数の株式を所有されている場合に、1 単元の株式にするために必要な数の株式を買い増すことを当社に請求できる制度です。

(例) 株主様が、当社株式を 50 株ご所有の場合、50 株を買い増し、単元株式である 100 株とすることができます。

(3) 単元未満株式の買増制度の導入の条件

平成 30 年 3 月 24 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会において、以下、「3. 株式分割及び単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件としております。

3. 株式分割及び単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元未満株式の買増制度の導入に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 194 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり当社の定款の一部を変更するものです。

- ① 株式分割の割合に応じて発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 単元未満株式の買増制度を導入するため、定款第 10 条（単元未満株式の買増し）を新設し、当該条文の新設に伴う条数の繰り下げを行うとともに、定款第 9 条の規定を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

現行条文	変更条文案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 50,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。

<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条から第35条 (条文省略)</p>	<p>第11条から第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 第6条、第9条第1項第4号及び第10条の新設並びにこれらの新設に伴う条数の繰り下げは、平成30年4月1日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) : 平成30年3月24日 (土)

定款変更の効力発生日 (予定) : 平成30年4月1日 (日)

以上